

平成28年度(2016年度)

事業計画書

平成28年3月24日理事会承認

社会福祉法人 大川市福社会

1. 基本理念

人としての誇りを大切にし、地域社会で共に暮らせるよう支援します。

～「人権」「自立」「社会参加」～

2. 運営方針

- (1) 障害のある方の人権を守ります。
- (2) 利用者の障害の状態に配慮して、安心・安楽に過ごせるよう、自立に向けた支援を行います。
- (3) 障害のある方の地域生活を支えるための基盤整備を行います。
- (4) 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指します。
- (5) 経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織作りを行います。

3. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会の開催

① 5月，7月，9月，11月，1月，3月 年6回

ただし、必要がある場合は、その都度、開催する。

② 施設整備に関する協議

必要がある場合に、その都度、開催する。

(2) 評議員会の開催

法人定款に定めるところにより、評議員会の意見を聞くこととされている事案のある場合に開催（平成28年5月、平成29年3月を予定）する。ただし、必要がある場合は、その都度、開催する。

4. 事業運営

- (1) 第二種社会福祉事業 木の香園生活支援センター
「生活介護」「就労移行支援」「自立訓練（機能訓練）」「日中一時支援」
- (2) 第二種社会福祉事業 木の香園自立支援センター
「就労継続支援A型」「宿泊型自立訓練」「短期入所」
- (3) 第二種社会福祉事業 木の香園就労支援センター
「就労継続支援B型」
- (4) 第二種社会福祉事業 木の香らんど
「就労継続支援B型」「地域活動支援センターⅢ型」
- (5) 第二種社会福祉事業 木の香園相談支援センター
「特定相談支援事業」「指定一般相談」「指定障害児利用支援」「委託相談支援」
- (6) 第二種社会福祉事業 木の香園児童支援センター
「放課後等デイサービスⅠ」「放課後等デイサービスⅡ」「日中一時支援」
- (7) 第二種社会福祉事業 木の香ほ一む
「共同生活援助」「短期入所」

5. 本年度の重点施策

(1) 経営基盤及び経営組織の強化

- ①第2期5カ年計画の実施（平成25年度～29年度）
- ②理事会機能の強化（担当理事制）
- ③事務局機能の強化（会計経理、事務分掌の見直しの検討）

(2) 施設・設備の維持改善

- ①老朽化に伴う修繕の実施
- ②施設の改修等に伴う補助金の申請

(3) 財務管理

- ①業務の効率化及びコスト削減
- ②財政基盤の強化（積立金計上、新規事業への投資）
- ③安定的、継続的な事業運営及び透明性の確保された財政運用に努める。

(4) 法令厳守と各種マニュアルの見直し及び事故防止に向けた取り組みの実施

各種法令の理解と法令厳守の徹底並びに各種マニュアルについて現状を踏まえて見直しを実施する。また、事故防止に向けた取り組みについて充実を図る。

(5) 災害対策

- ①常時、火災予防に努め消防署の指導連携のもと、非常災害に備えた研修・講習等を実施し予防管理組織を編成のうえ防災管理の徹底を図る。
- ②各事業所において、避難訓練を実施する。
- ③防災マニュアル等の整備を行う。

(6) 職員の資質・専門性の向上

- ①信頼関係が築ける人間性豊かな人材を育成する。
- ②法人内での研修を充実させるとともに外部研修の実施等により人権意識の向上と福祉に携わる職員として必要な知識・援助技術の向上を図る。
- ③キャリアパスに沿った資格取得支援を行う。

(7) 地域福祉の推進

本事業のみでなく地域行事等への参加を通じて、地域住民やボランティアの方々等の交流を進め、地域に根ざした社会福祉法人としての地域福祉の推進に努める。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福祉会

「木の香園生活支援センター」 多機能型事業所事業計画

1. 事業目的

（1）就労移行支援

一般就労を希望する障害者に対して、生産活動、職場実習、職場マナーなどの就労技術習得を行う機会を提供し、求職活動及び就職後の定着のための必要な支援を提供する。

（2）生活介護

障害者に対して、入浴、排泄及び食事等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、身体機能・生活能力の維持・向上のためのリハビリテーション、その他必要となる相談支援等を提供する。また、看護師による健康管理・相談等の支援を提供する。

（3）自立訓練（機能訓練）

身体に障害のある者に対して、地域生活を営む上で必要な身体機能、生活能力の維持・向上のため、理学療法、作業療法、その他必要な生活に関する相談及び助言など、必要な支援を提供する。

2. 事業方針

（1）多機能型共通方針

- ①利用者満足を高めるために支援内容の充実と向上を図る。
- ②サービス提供職員の資質向上に努める。
- ③地域との結びつきを重視し、積極的に交流の機会を設ける。
- ④利用者に快適に過ごしていただける様、環境整備に心がける。
- ⑤福祉教育の一環として、市内の小中学校の児童生徒が体験学習できるように受け入れを行う。
- ⑥利用者の人権擁護、虐待防止啓発の為、職員の定期研修を行う。

（2）「就労移行支援」方針

- ①施設内における職業準備訓練や職場実習を通じて、一般就労に必要な知識や技術の習得を目指す。
- ②労働関係諸機関と連携し、就職活動を支援する。
- ③一般就労した利用者に定着支援を行う。

（3）「生活介護」方針

- ①食事、入浴、排泄等、介護サービスの充実に努める。
- ②生活支援（余暇活動等）の充実に努める。
- ③生産活動及び創作活動の機会を提供する。
- ④利用者個々のニーズに対応した個別支援の工夫を図る。
- ⑤看護職員による健康管理に必要な支援を提供する。

（4）「自立訓練（機能訓練）」方針

- ①身体機能・生活能力の維持、回復等の為に必要な訓練を行う。
- ②社会参加の機会を通じて自立生活への意欲を高める。
- ③生産活動を通じてリハビリテーションを行う。
- ④看護職員による健康管理に必要な支援を提供する。

3. 事業内容

(1) 多機能型共通

- ①利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催
- ②利用者支援のための他機関との連携
- ③健康管理及び栄養管理
- ④利用者の権利擁護に必要な体制整備
- ⑤防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑥その他必要な事項

(2) 「就労移行支援」内容

- ①生産活動及び職業準備訓練の実施
- ②職場実習の実施（一般企業・就労継続A型事業所 その他）
- ③委託業務の実施（清掃、洗車業務の受託作業）
- ④求職活動の支援（ハローワーク、就業・生活支援センター等との連携）
- ⑤生活技能訓練の実施（コミュニケーションスキルの向上、職場マナー、日常生活動作の習得）
- ⑥生活支援（趣味活動、行事、社会見学、公共交通機関を利用した外出訓練等）

(3) 「生活介護」内容

- ①日常生活上の介護支援（食事・入浴・排泄・移動 等）
- ②生活支援（趣味活動、行事、社会見学、クラブ活動等を個別に検討）
- ③生産活動（下請作業）
- ④理学療法士によるリハビリテーション
- ⑤生活技能訓練の実施（日常生活動作の獲得）
- ⑥日中一時支援事業の実施

(4) 「自立訓練（機能訓練）」内容

- ①移動訓練（屋内歩行、屋外歩行、交通機関の利用）
- ②日常生活訓練（日常生活動作の獲得）
- ③コミュニケーション訓練（趣味活動、行事、社会見学等）
- ④理学療法士によるリハビリテーション
- ⑤レクリエーションの実施

4. 生産活動・業務委託

個別支援計画書（「就労移行支援計画書」「生活介護計画書」「機能訓練支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

- ① アルミシュレットの分別作業、
仕切り作業、アッパーボード部品取り付け作業
- (2) 業務委託作業
 - ① 清掃業務…事業所内清掃作業
 - ② 洗車業務…大川市福祉会送迎車並びに外部の洗車希望者に対する
洗車作業
- (3) 工賃及び訓練手当
 - ① 多機能型事業所「木の香園生活支援センター」工賃規程及び訓練手当
規程に基づいて支給する。

5. 職場実習（施設外支援）

個別支援計画書（就労移行支援計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

- (1) 一般企業及び就労継続支援A型事業所での作業
 - 一般事業所等で職場実習を行い、実践的な職業準備訓練を行う。
（従業員との関係づくり、社会性・職場マナーの理解 等）
- (3) 職場実習及び職場開拓
 - ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開
拓及び職場への定着支援を行う。
施設外支援については、ハローワーク等を利用したトライアル雇用やステップ
アップ雇用も活用する。

6. 日常生活介護

個別支援計画書（生活介護計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

- (1) 食事
 - 介護の必要な利用者に対して、食事の準備、介助及びその他必要な支援を行
う。
利用者の食事療法に応じて、特別食(糖尿食、減塩食)・ミキサー食・きざみ食
するなど個別に対応を行う。
- (2) 排泄
 - 介護の必要な利用者に対して、人格の尊厳やプライバシーを守り排泄に関す
る支援を行う。
- (3) 入浴
 - 入浴を希望する利用者に対して、快適な入浴サービスを提供するとともに、
介助が必要な場合は介護機器等を用いて、適切に介護を行うように努める。
また、入浴支援の際、身体の異変、皮膚疾患等の観察も注意して行い、必要
に応じて本人や家族へ助言を行うとともに、医療機関との連携を図り健康維持
に努める。
- (4) 日中一時支援
 - 障害児（者）に対して、一時的な見守り支援を行うことにより、家族のレス
パイト（社会的行事、休息、等）として利用して頂くことを目的として実施す

る。

支援内容としては、見守り支援、レクリエーション、行事、買い物、日常生活上の介護を行う。

7. 自立訓練（機能訓練）

個別支援計画書（機能訓練支援計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

（1）機能訓練

機能訓練指導員(療法士・看護師)が、身体機能及び生活能力の維持、向上を図るための訓練を、必要な機器等を用いて実施する。

（2）作業訓練

機能訓練指導員(療法士・看護師)の助言の下、作業療法を行うとともに、生産活動に従事した訓練を行う。

8. 健康管理

（1）嘱託医や看護職員が中心となり利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

（2）利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康管理の為の適切な支援を行う。

（3）手洗い・うがいの励行や必要な指導助言、健康体操、口腔ケアを実施して疾病の予防に努める。

9. リハビリテーション

リハビリテーション計画書に基づいて下記の通り支援を行う。

（1）機能訓練

理学療法士又は看護師の指導のもと、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な訓練を実施する。

（2）作業訓練

理学療法士又は看護師の助言の下、作業療法を行うとともに、生産活動に従事することで訓練効果を高める。

10. 生活支援

（1）余暇活動

趣味サークル、季節行事、ショッピング、社会見学、スポーツ等を計画的に実施する。

（2）生活支援

日常生活上、必要となる支援を提供する。

11. 土曜日の開園

常時土曜日開設(第一土曜日を除く)を行い、主に行事、レクリエーション活動、創作活動を実施する。

1 2. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②個別支援計画書、ケース会議、モニタリングに各専門職が関わり、サービス管理責任者が主体となって作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

1 3. 運営体制

(1) 定員

就労移行支援	15名		
生活介護	30名		
自立訓練（機能訓練）	6名		合計51名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼務	資格等
管理者	1		
サービス管理責任者	1		介護福祉士・保育士
看護師	2		
生活支援員	11	2	介護福祉士、ヘルパー等
職業指導員	1		
就労支援員	1		
事務員		1	
嘱託医		(1)	非常勤
理学療法士		(1)	非常勤
合計	17	3	

1 4. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香園生活支援センター」年間行事計画のとおり。

1 5. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福祉会

「木の香園自立支援センター」 多機能型事業所 事業計画

1. 事業目的

(1) 就労継続支援A型

就労を希望する利用者に対して、利用者が自立した日常生活又は社会生活が営むことが出来るよう、障害者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。また、就労するために必要となる生活上の支援を行う。

(2) 宿泊自立訓練

障害者が地域生活を営む上で、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、日常生活に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(3) 短期入所

障害者及び障害児が地域で自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう支援を行う。

家族の高齢化や地域移行が必要な障害者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。また、在宅生活が困難となり短期間入所する必要のある方について、短期入所を提供する。

2. 事業方針

(1) 多機能型共通方針

①質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実と向上を図る。

②サービス提供職員の資質向上に努める。

(2) 「就労継続支援A型」方針

①雇用契約等に基づき就労する。

②一般就労を希望する利用者の就職を支援する。

③日常生活上の相談支援及び行事レクリエーションの充実を図る。

(3) 「宿泊自立訓練」方針

①夜間の居住の場を提供する。

②地域生活への移行のための支援

③家事等日常生活能力を向上させるために必要な支援

④精神障害のある方の受入体制を整え、医療機関との連携を推進する。

(4) 「短期入所」方針

①地域移行や将来の利用のため体験利用の受入を行う。

②自宅で暮らす障害者が一時的に利用できるように受入する。

3. 事業内容

(1) 多機能型共通

- ①利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催
- ②利用者及び家族等への相談援助
- ③栄養管理・健康管理
- ④利用者の権利擁護
- ⑤防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑥利用者及び利用者支援のための他機関連携
- ⑦その他必要な事項

(2) 「就労継続支援A型」内容

- ①給食事業・配食事業の実施
- ②生活支援（余暇活動等）

(3) 「宿泊自立訓練事業」内容

- ①職場や日中活動を利用する事業者との連携
- ②生活支援（炊事、洗濯、掃除、行事活動、趣味活動等）

(4) 「短期入所事業」内容

- ①介護（食事、入浴、排泄）

4. 就労活動（就労継続A）

個別支援計画書（「就労継続支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

- ①給食事業 法人内の給食提供
- ②配食事業 高齢者・障害者の方が安心・安全な配食サービスの提供
大川市が実施する配食サービス事業の受託
お弁当の提供

(2) 賃金

- ①多機能型事業所「木の香園自立支援センター」賃金規程に基づいて支給する。

(3) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外支援については、職場実習のほか、ハローワークを利用したトライアル雇用やステップアップ雇用を実施する。

施設外就労は、3名以上のユニットで企業内での作業を実施する。

6. 生活支援

(1) 余暇活動

趣味サークル、季節行事、研修旅行、ショッピング、社会見学、スポーツ等を計画的に実施する。

(2) 生活支援

日常生活上、必要となる支援を提供する。

7. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②個別支援計画書を作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

8. 運営体制

(1) 定員

就労継続支援A型	20名
宿泊自立訓練	10名
短期入所	2名
	<u>合計32名</u>

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
管理者		1	
サービス管理責任者	1		
生活支援員	2		
職業指導員		4	
地域移行支援員	1		
栄養士	1		
調理師	4	4	
夜間支援員	5	4	
嘱託医		(1)	非常勤
事務員		1	
合計	14		

9. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香園自立支援センター」年間行事計画のとおり。

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福祉会

「木の香園就労支援センター」 就労継続支援B型事業所 事業計画

1. 事業目的

就労を希望する障害者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供する。
一般就労を希望する利用者には、職業訓練を実施し、施設外支援や施設外就労等の機会を提供し、就労に向けた支援を行う。また、就労するために必要となる生活上の支援を行う。

2. 事業方針

- ①利用者満足を高めるために支援内容の充実と向上を図る。
- ②サービス提供職員の資質向上に努める。
- ③生産活動に伴う工賃額の向上に努める。
- ④生産活動以外の支援内容の充実を図る。
- ⑤地域住民と利用者の交流を支援するため、地域団体へ積極的に働きかけ、ボランティアの導入、促進を図ります。
- ⑥市内の小中学校の福祉教育や職場教育に協力する。

3. 事業内容

- ①生産活動及び職業訓練の実施
- ②生活支援（余暇活動等）
- ③利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催
- ④利用者及び利用者支援のための他機関連携
- ⑤健康管理
- ⑥利用者の権利擁護
- ⑦防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑧その他必要な事項

4. 生産活動

（1）生産活動の内容

- ①自主事業 リサイクル（アルミ缶、ビール瓶、一升瓶）
- ②自主事業 竹製品（しゃもじ・さいばし）、竹プランター、門松
- ③自主事業 竹炭、竹炭オブジェ、もみ殻くん炭、ちび炭
- ④自主事業 ダンボールコンポスト
- ⑤自主事業 手作り石鹸
- ⑥自主事業 ビーズストラップ作り
- ⑦販 売 イベント（木工まつり・福祉のつどい・木の香マラソン） 店
頭販売（道の駅おおき、あじ彩館）
- ⑨下請事業 自動車部品組み立て（カネクラ加工） ゴザ巻き・ラベル貼り

滑り止めマットの袋詰め（イケヒコ）シュレットの分別（福岡アルミ工業）ギフト箱折り、段ボール組み立て（庄分酢）家具部品の検品（テラオ）チラシ折り（日産自動車株式会社）、メール便配達（ヤマト運輸）、農作業

⑩その他 環境課プラスチック分別、現場実習（馬事畜産・木工所など）

（2）工賃

①就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」工賃規程に基づいて支給する。

②最低補償額 月額3,000円（20日通所の場合）

平成28年度目標平均工賃16,000円

（3）受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。目標工賃達成指導員及び職業指導員を中心に関係先を訪問し受注を促進する。

（4）職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者職業・生活支援センターと連携して、職場実習の開拓及び職場への定着支援を行う。

5. 生活支援

（1）生活支援

衛生、健康に関する支援

（手洗い指導、嚙下体操、検温、体重測定、歯科検診、視力検査）

社会的マナーに関する支援

（身だしなみ、訪問カット、挨拶、交通安全教室）

（2）行事活動

季節行事（花見、七夕、クリスマス会、初詣餅つき、）、園内レク（カラオケ、カフェ、誕生会、調理実習、軽スポーツ等）園外レク（買い物、映画鑑賞、社会見学、バルーン見学、スポーツ観戦等）文化活動（陶芸教室、有機大豆を使用した味噌造り、習字、ネイル等）

利用者への聞き取り、アンケートを行い要望に沿った活動を取り入れていく。

また、避難訓練、宿泊訓練等を計画的に実施する。

（3）地域交流

地域とのふれあいの場として、地域住民の行事に参加する。

大川木工まつりや福祉のつどい、木の香マラソン等、地域イベントへの出店により積極的に地域との交流を深める。

また、毎週月曜日に道海島地区の清掃をして地域貢献を行う。

（4）福祉教育の一環として、市内の小中学校の児童生徒が体験学習できるように受け入れを行う。

6. 個別支援計画

①本人、家族との定期的な面談を実施する。

②個別支援計画書を作成する。

③個別支援会議を開催する。

7. 運営体制

(1) 定員

40名

職名	配置職員数	兼務	
管理者	1		
サービス管理責任者	1		
生活支援員	3		
職業指導員	4		
目標工賃達成指導員	1		
嘱託医		(1)	非常勤
運転手	1		
事務員		(1)	
合計	11	2	

8. 年間行事計画

別紙、就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」年間行事計画のとおり。

9. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福社会

「木の香らんど」 就労継続支援B型事業所 事業計画

1. 事業目的

就労を希望する利用者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供する。一般就労を希望する利用者には、職業訓練を実施し、施設外就労等の機会を提供し、就職に向けた支援を行う。

また、就労するために必要となる生活上の支援を行う。

2. 事業方針

①安心して福祉的就労の場を提供する。

②一般就労を希望する利用者の就職を支援する。

③日常生活上の相談支援及び行事レクリエーションの充実を図る。

④生産活動に伴う工賃額の向上に努める。

⑤精神障害のある方の受入体制を整え、医療機関との連携を推進する。

⑥質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実とサービス提供職員の資質向上に努める。また、障害や疾患に対する理解及び効果的な関わりについて学ぶと共に、他事業所見学や勉強会等に参加し、より質の高いサービス提供を行う。

⑦利用者の権利を擁護し、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止に努める。

3. 事業内容

①生産活動及び職業訓練の実施

②生活支援（余暇活動・行事レクリエーション等）

③利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催

④利用者及び家族等への相談援助

⑤栄養管理・健康管理

⑥利用者の権利擁護

⑦防災対策及び緊急連絡体制の整備

⑧利用者及び利用者支援のための他機関連携

⑨その他必要な事項

4. 生産活動

個別支援計画書（「就労継続支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

（1）生産活動の内容

- ①下請作業 自動車部品の加工、アルミシュレットの分別、みかんの皮むき、など
- ②業務委託 清掃業務、花壇整備（施設外就労）、市報配布・プラスチック分類（大川市からの委託予定）
- ③販 売 イベント販売
- ④その他の下請け作業

（2）工賃

- ①多機能型事業所「木の香らんど」工賃規程に基づいて支給する。
- ②最低補償額 3, 0 0 0円（20日通所の場合）
平成28年度目標工賃 12, 7 0 0円(H27年実績見込12,900円)
- ③工賃向上計画に基づき、利用者工賃の向上に努める。

（3）受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。職業指導員を中心に下請関係先を訪問し受注を促進する。

（4）職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外支援については、職場実習のほか、ハローワークを利用したトライアル雇用やステップアップ雇用を実施する。施設外就労は、3名以上のユニットで企業等での現場作業を実施する。

利用者本人のニーズに沿った実習課題の解決を行う。

5. 生活支援

（1）余暇活動

趣味サークル、季節行事、研修旅行、ショッピング、社会見学、スポーツ等を計画的に実施する。

（2）生活支援

利用者との定期的な面談を行い、日常生活上、必要となる介護・相談・生活指導・日常生活動作に関する支援を提供する。

6. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②アセスメント及びモニタリングに基づいた個別支援計画書を作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

7. 運営体制

（1）定員

就労継続支援B型 20名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
管理者	1		社会福祉士
サービス管理責任者		(1)	就労、児童分野
生活支援員	1	(3)	社会福祉士、精神保健福祉士
職業指導員	2	(1)	
目標工賃達成指導員	1		
運転手		(1)	
嘱託医		(1)	非常勤
事務員		(1)	
合計	5	7	※嘱託医を除く

9. 年間行事計画

別紙、木の香らんど「就労継続支援B型」年間行事計画のとおり。

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者
に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福祉会 「木の香らんど」 地域活動支援センター 事業計画

1. 事業目的

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中通所にて受入を行い、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2. 事業方針

- ①障害者の社会参加を支援するために、誰でも利用可能な交流の場を提供する。
- ②利用者サービスの向上に努める。
- ③生活支援（創作活動、行事など）の充実を図る。
- ④生産活動の機会を提供する。
- ⑤被保護者等の就労訓練の場を提供する。

3. 事業内容

- ①相談支援
- ②生活支援（余暇活動等）
- ③利用者及び利用者支援のための他機関連携
- ④生産活動の提供
- ⑤利用者の権利擁護
- ⑥防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑦その他必要な事項

4. 相談支援

併設する相談支援事業所と連携し、利用者に必要な相談支援を提供する。必要に応じて個別支援会議を開催し、支援方針の確認等を行う。

精神科病院及び保健福祉環境事務所と連携し、精神障害者へのアウトリーチ事業を実施する。

5. 生活支援

①フリースペースの設置

誰でも気軽に立ち寄ることができる憩いの場（フリースペース）を提供する。

②余暇活動・創作活動

趣味サークル、季節行事、ショッピング、社会見学、スポーツ、園芸、調理実習等、プログラムに沿って様々な創作をする。その他日常生活上の必要な支援

6. 生産活動

- ①下請作業 自動車部品の加工、アルミシュレット分類、みかんの皮むき、等
- ②業務委託 清掃業務、花壇整備、等
- ③自主製品販売 コーヒー、ギフトセット販売、イベント販売、等

7. 大川市からの委託事業

昨年度より大川市から委託されている被保護者勤労意欲助長事業を行う。稼働能力がありながら稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、職場適応の訓練の場を提供する。

8. 福岡県精神障害者福祉会連合会の活動

福岡県精神障害者福祉会連合会の活動に参加し、利用者同士の交流（ふれあい大会・バレーボール大会）や学びの場（精神保健福祉研修会）を提供する。

9. 他機関連携等

精神障害への対応として、医療機関と連携を図り、治療及び服薬管理の状況について情報交換するとともに、疾患に対する理解及び効果的な関わりについて、職員の資質向上に努める。

10. 運営体制

(1) 定員 20名以内

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
施設長		(1)	
指導員	1	(1)	
精神保健福祉士		(1)	機能強化事業
嘱託医		(1)	非常勤
事務員		(1)	
合計	1	4	※嘱託医を除く

※土日開園に必要な職員は別に配置する。

11. 年間行事計画

別紙、木の香らんど「地域活動支援センター」年間行事計画のとおり。

12. その他

その他必要な事項は、運営規程に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福祉会 「木の香園相談支援センター」 相談支援事業所 事業計画

1. 事業目的

障害児（者）及びその家族等に対して必要な相談支援を提供する。

委託相談支援事業においては、大川市に在住する障害者等に対して総合的な相談窓口として、広報周知を図るとともに権利擁護に努めるものとする。

指定相談支援事業については、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することが出来るよう、関係機関と連携の上サービス利用計画の作成をする。

2. 事業方針

- ①地域で暮らす障害児（者）及びその家族等に対して必要な相談支援を提供する
- ②大川市障害者自立支援協議会の推進
- ③サービス利用計画作成が必要な障害者等への支援
- ④広報周知に努め、相談支援体制を強化する。

3. 事業内容

- ①大川市障害者相談支援事業の実施
- ②サービス等利用計画の作成及びサービス担当者会議の開催
- ③サービス利用調整のための他機関連携
- ④自立支援協議会事務局及び部会の企画・運営
- ⑤障害児（者）の権利擁護（成年後見制度利用促進）
- ⑥その他必要な事項

4. 委託相談支援事業「障害者相談支援事業」

（1）来所・訪問相談

相談センター窓口での来所相談、家庭への訪問相談を実施する。相談員不在時は電話対応を行う。また、関係機関と連携し、アウトリーチ事業を実施する。

（2）個別ケア会議開催

福祉事務所及び関係機関と連携し、障害者及びその家族に関するケア会議を実施する。その為の連絡調整、会議の運営等を行う。

（3）大川障害者自立支援協議会

福祉事務所と連携し、事務局として、全体会、運営委員会、部会の運営を行う。毎月事務局会議を開催し、情報交換並びに必要な事項の検討を行う。

（4）障害支援区分認定調査の受託

福祉事務所からの求めに応じて、障害程度区分認定調査を実施、判定結果

を報告する。必要に応じて認定審査会に出席し、内容の説明を行う。

大川市以外の地域において、市町村からの依頼に基づいて委託契約を締結のうえ調査を実施する。

(5) 大川市地域生活支援事業の受託

大川市が計画する障害者施策について、福祉事務所から事業の受託を行う。

①コミュニケーション支援事業の受託、運営

5. 指定相談支援事業（特定相談、障害児相談、地域移行、地域定着）

(1) サービス等利用計画作成

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②サービス等利用計画書（障害児支援利用援助計画、地域移行計画）を作成する。
- ③サービス担当者会議を開催する。
- ④サービス等利用調整に係る関係機関との連携を図る。
- ⑤地域定着支援台帳の作成
- ⑥現状把握

(2) 障害児（者）の権利擁護（成年後見制度利用促進）

権利擁護が必要な人への、成年後見制度の広報・周知、また必要な機関への連携を図り、利用を促進していく。

6. 運営体制

(1) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
管理者		(1)	
相談支援専門員	1		社会福祉士、介護福祉士
精神保健福祉士		(1)	機能強化事業
相談支援員	1	(1)	社会福祉士、精神保健福祉士
事務員	1	(1)	
合計	3	4	※嘱託医を除く

7. 年間行事計画

別紙、木の香園相談支援センター「相談支援事業」年間行事計画のとおり。

8. その他

その他必要な事項について、委託事業については大川市と必要に応じて協議するほか、指定相談支援においては運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

また近隣相談支援事業所の相談員とともに研修会を行い、相談支援の質の向上に努める。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福祉会
「木の香園児童支援センター」
放課後等デイサービス 単位1・単位2 事業計画

1. 事業目的

(1) 放課後等デイサービス

障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。また、保護者への相談を行うとともに、放課後及び長期休暇時の日中活動の場を提供する。

2. 事業方針

(1) 障害児の健全育成に努める。

(2) 障害児の発達に資するため療育等に関する知識、技術の習得に努める。

(3) 保健医療福祉関係機関と連携し、本人及び保護者の相談支援体制を整備する。

(4) 児童発達支援センターの設置に向けた事業計画及び関係機関との協議を行う。

(5) 質の高い福祉サービスを提供するために、職員の資質向上に努める。

3. 事業内容

(1) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催

(2) 療育支援

(3) 生活支援（行事活動、趣味活動等）

(4) 利用者及び家族等への相談援助

(5) 栄養管理・健康管理

(6) 利用者の権利擁護

(7) 防災対策及び緊急連絡体制の整備

(8) 利用者及び利用者支援のための他機関連携

(9) その他必要な事項

4. 療育支援

(1) 個別療育

マンツーマン体制により、発達指導、学習支援、日常生活動作の獲得、コミュニケーションスキルの獲得などを行う。

(2) 集団療育

音楽活動、感覚統合、ムーブメント療法などによる集団活動を通じて発達を促していく。

(3) 放課後・長期休暇型

特別支援学校等に通学する児童生徒に対して、通常の療育に加え、放課後や長期休暇時に日中活動の場を提供するとともに、保護者のレスパイト及び見守り支援を行う。

5. 生活支援

(1) 余暇活動

行事、レクリエーション活動を計画的に実施する。

(2) 生活支援

食事、排泄、更衣など、日常生活上必要となる支援を提供する。

6. 個別支援計画

①本人、家族との定期的な面談を実施する。

②個別支援計画書を作成する。

③個別支援会議を開催する。

7. 運営体制

(1) 定員

単位1 放課後等デイサービス 10名

単位2 放課後等デイサービス 10名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	単位1		単位2		資格等
		専任	兼任	専任	兼任	
管理者			(1)		(1)	
児童発達支援管理責任者	2	1			1	
児童指導員	4	3		1		
保育士	1			1		
指導員	5	2		2	1	
嘱託医			(1)		(1)	非常勤
事務員			(1)		(1)	
運転手	1		1		(1)	
合計	13	6	1	4	2	※嘱託医を除く

8. 年間行事計画

別紙、木の香園児童支援センター「放課後等デイサービス事業所」年間行事計画のとおり。

9. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成28（2016）年度 社会福祉法人大川市福祉会 「木の香ほ一む」 共同生活援助事業 事業計画

1. 事業目的

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、グループホームを運営する。家族の高齢化や地域移行が必要な障害者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。

短期入所事業（空床型）については、共同援助事業の利用状況により、空室を利用して緊急時の受け入れ、レスパイトケアの対応を図る。

2. 事業方針

- ①グループホームの利用を希望する障害者に居住の場を提供する。
- ②利用者の自立生活を支援する。
- ③就労や日中活動以外の余暇の充実を図る。
- ④「地域で暮らす」ことを前提にグループホームの設置を推進する。
- ⑤周辺住民との交流を積極的に行い、地域の理解促進を図る。
- ⑥空室の状況により、短期入所の受け入れを行う。

3. 事業内容

- ①相談支援（利用者、家族）
- ②介護（食事、入浴、排泄 等）
- ③生活支援（炊事、洗濯、掃除、地域交流、余暇活動等）
- ④職場や日中活動を利用する事業者との連携
- ⑤利用者の権利擁護
- ⑥防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑦その他必要な事項

4. 相談支援

グループホームの利用について、利用者または家族と話し合う機会を設けるなど相談支援を提供する。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

5. 生活支援

①家事（炊事、洗濯、掃除）

利用者のニーズに応じて家事を身につけるための支援を行う。

②食事

出来るだけ利用者の希望に応じ、栄養面に留意しながら、食事の提供を行う。

③地域交流

地域の自治会活動に積極的に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域

住民との親睦を深めるための支援を行う。

③余暇活動

買い物や行事、旅行などの計画を利用者とともに話し合い、グループホーム等での生活を充実させる。

6. 介護

①食事、入浴、排泄等の日常生活上の必要な介護を提供する。

②介護サービスの提供にあたっては、利用者の希望に添って安全に努める。

7. 個別支援計画

①本人、家族との定期的な面談を実施する。

②個別支援計画書を作成する。

③個別支援会議を開催する。

8. 運営体制

(1) 定員・・・17名

①木の香ほ一む I-II (小保団地) 5名

②木の香ほ一む III (道海島) 7名

③木の香ほ一む IV (サンヴェルディ木室) 5名

④短期入所 (空床型) 1名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼務	資格等
管理者		1	
サービス管理責任者		1	
生活支援員	2		
世話人	5	2	
夜間支援従事者	3		
事務員		1	
合計	10	5	

9. 年間行事計画

別紙、共同生活援助「木の香ほ一む」年間行事計画のとおり。

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。